

## 1 経緯

- ① 調整済（平成20年4月～平成22年2月）
- ② 土地購入（平成20年10月～平成21年12月）
- ③ 認定通知（平成22年7月）

## 2 経緯上の論点

- ① 調整済＝結論済（旧ステップ適用＋5億円奨励金前提）
- ② 奨励金（5億円）を前提に土地購入
- ③ 区画整理のスケジュールの作成者＝拠点整備課・（？）

## 3 条例上の論点

- ① 旧条例＝規定無（附款必要）
- ② 新条例（旧条例＋改正）＝規定有（附款不必要）
- ③ 条文の構成＝条件は、第8条第2項のみ有、他の条文に無
- ④ 第12条（限定列举）＝附款（条件付取消）不可能！
- ⑤ 条例に根拠なき行政行為は認められない（法治主義）

## 4 附款の論点

- ① 条件付認定・同取消＝附款の値5億円（奨励金）＝正当化事由
- ② 「条件付認定・同取消」の条件変更（部長答弁）＝条件の無条件化・骨抜
- ③ 裁量行政・ヤミ行政
- ④ 比例原則からの疑問

本来の比例原則（条例＝主たる意思表示）＞従たる意思表示（附款）

本末転倒の事態（条例＝主たる意思表示）＜従たる意思表示（附款）

- i 旧条例本文の不適用（奨励金0円）VS 附款適用（5億円）
  - ii 主たる意思表示（条例本文0円）VS 従たる意思表示（5億円）
  - iii 条例（0円）VS 附款（5億円）
- ⑤附款の許容性と限界＝行政法第4次改訂版・原田尚彦著（学陽書房）
- i 附款は、法令（条文等）に明文の規定がある場合（可能）
  - ii 行政庁（市長）に裁量権が認められている場合（可能）
  - iii 附款は無制限に付してよいものではない

## ⑥塩野宏著（有斐閣）・行政法

- i 認められることがある
- ii 法律に明文化しているときはそれにより、しからざる場合、法律がどこまで規律しているかを、当該行政行為の性質等考慮して具体的に解釈が必要